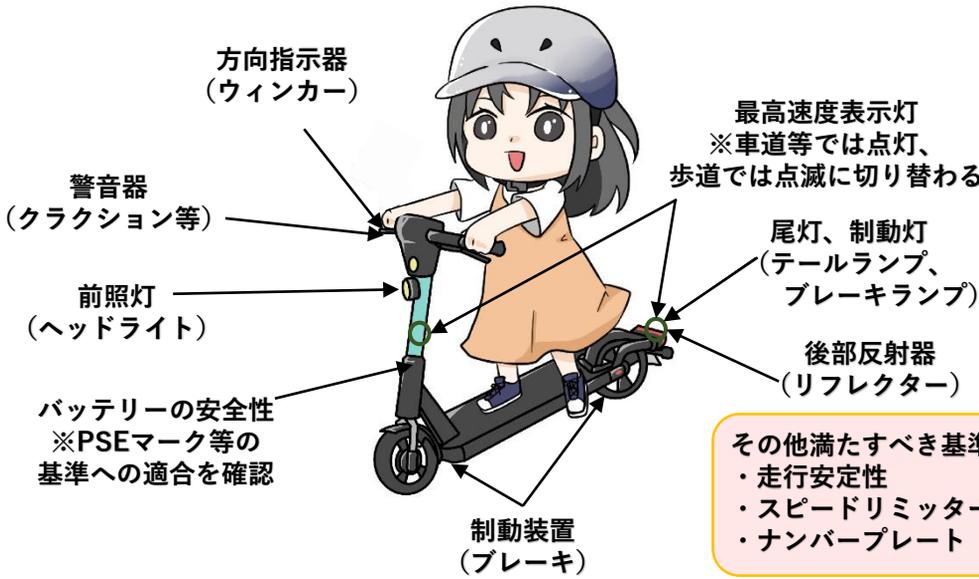




特定小型原動機付自転車 ってどんな乗り物？

< 特定小型原動機付自転車の保安基準等 >



特定小型原動機付自転車を運転するに当たっては



- ① 車両が道路運送車両の保安基準に適合
 - ② 自賠責保険 (共済) に加入
 - ③ ナンバープレートの取り付け
- が、なければなりません。



警察庁
ホームページ

	原動機付自転車		
	特定小型原動機付自転車		一般原動機付自転車
		特例特定小型原動機付自転車	
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅	なし
最高速度	20km/h以下	6 km/h以下	30km/h以下
定格出力	0.60kw以下		50cc以下 または 0.60kw以下
長さ	190cm以下		特定小型原動機付自転車以外のもの
幅	60cm以下		
高さ	-		-
運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)		必要
ヘルメット	努力義務		義務
自賠責保険	義務		義務

岐阜県警では交通安全情報を配信しています！

交通安全情報URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/3246.html>
 交通事故統計・分析URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/6169.html>
 ツイッターURL <https://twitter.com/gpkoutsuukikaku>



ツイッター



交通安全情報



交通事故統計・分析